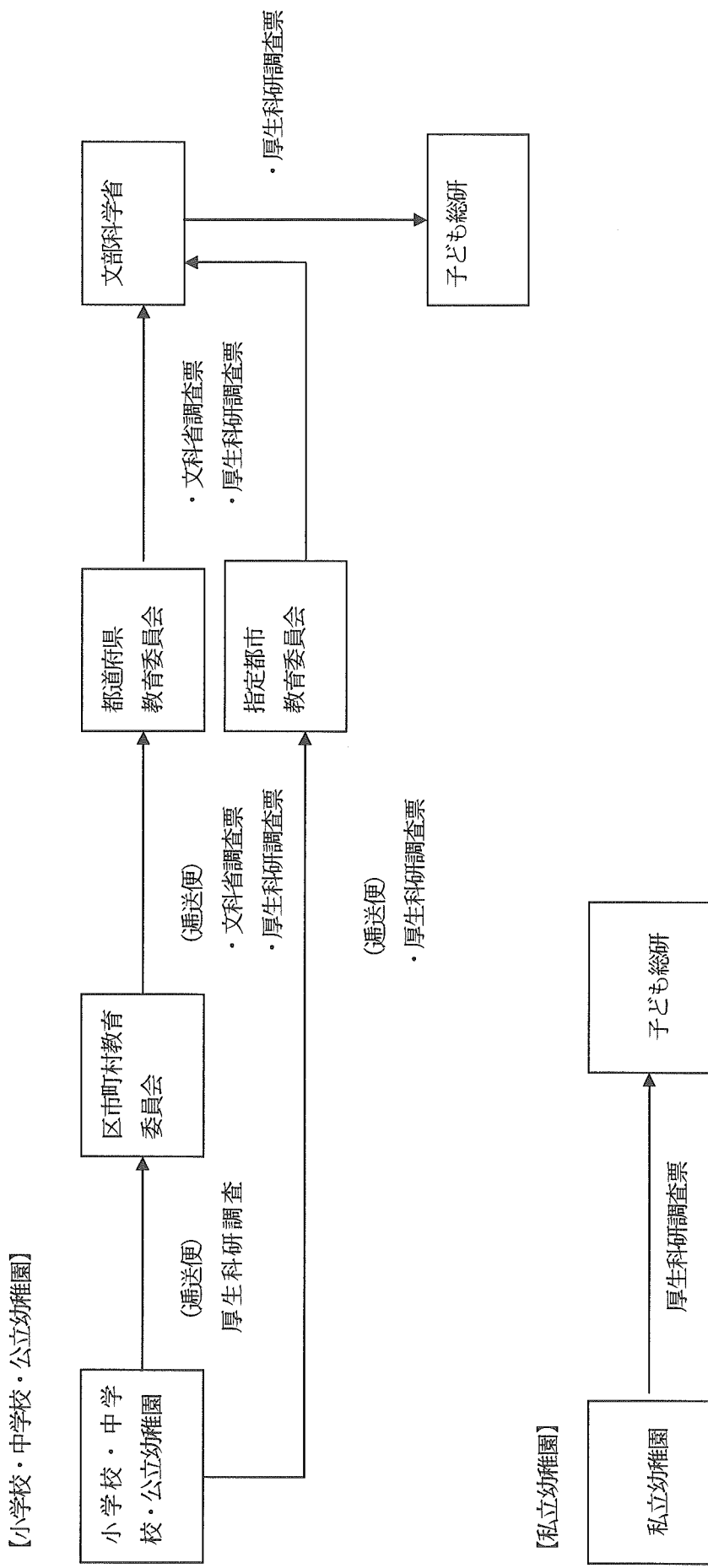


2. 返送ルート



施設の属性および虐待事例への遭遇の有無

※全ての施設においてお答えください。

アンケート調査へのお願い

学校や児童福祉施設による児童虐待へのより積極的な取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育所、児童館のご協力をいただき、子どもへの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行っている、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

調査票は次の3つで構成されています。

- ① 調査票Ⅰ：施設の属性と虐待事例への遭遇の有無
- ② 調査票Ⅱ：事例調査
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は①の「施設の属性と虐待事例への遭遇の有無」です。ご回答いただいた方や学校の属性、調査期間（平成14年4月～平成17年7月末）において遭遇した虐待事例の件数などをお伺いするものです。お答えいただいた調査票は、統計的に処理することとし、公表に際しましては、学校名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究所報告書」として取りまとめるとともに、日本子ども家庭総合研究所のホームページにおいて公表しますので、ご覧いただきたいと存じます。
日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aikku.or.jp/index.php>

なお、ご記入に当って、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。
日本子ども家庭総合研究所 才村 FAX 03-3473-8408、Eメール saimura@aikku.or.jp

A. 回答者の属性

- 1. 校長
- 2. 教頭
- 3. 学年主任
- 4. 学年担任
- 5. 児童指導主任
- 6. 養護教諭
- 7. スクールカウンセラー
- 8. その他 ()

B. 学校の属性

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
男	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人

②. 教員数

人

※スクールカウンセラーは除いてください。

③. 当該校区に次の児童福祉施設が存在しますか。

- 1. 児童養護施設 → 施設数 人
- 2. 情緒障害児短期治療施設 → 施設数 人
- 3. 存在しない
- 4. わからない

※児童数…当該施設から通っている児童数

【いくつでも〇】

● 該当事例について

○現在校において、この3年半（平成14年4月～平成17年7月末）で虐待事例もしくは虐待が疑われる事例に遭遇したことがありますか

- 1. ある 件数 人数 人
- 2. ない

※調査対象期間（平成14年4月～平成17年7月末）内で遭遇した事例についてお答えください。現在では卒業している児童であっても、調査対象期間内に遭遇した事例については対象となります。

※件数は遭遇した事例の総数、人数は当該虐待を受けた児童の総数です。例えば、遭遇事例1件について、3人のきょうだい全員が虐待を受けておれば1件3人、特定の子ども1人が虐待を受けている場合は、1件1人とカウントしてください。

※「虐待が疑われる事例」とは、他の児童や保護者からの情報をはじめ、生傷が絶えない、急に元気がなくなった、火傷の痕が見られる、衣服や体が極端に不潔である、家で食事を食べさせてもらっていないなど、「虐待」との確証はないが、虐待を受けているおそれがあると思われる事例をさします。

※遭遇事例がない場合は、「調査票Ⅱ 事例調査」にお答えいただく必要はありません。この場合でも、「調査票Ⅲ 意識調査」にはお答えください。

回答の手引きに基づき、事例番号を必ずご記入ください

事例調査

アンケート調査へお願い

学校や児童福祉施設による児童虐待への取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育所、児童館のご協力をいただき、子どもへの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行い、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

調査票は次の3つで構成されています。

- ① 調査票Ⅰ：施設の実態と虐待事例への対応の有無
- ② 調査票Ⅱ：事例調査
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は②の事例調査です。調査期間(平成14年4月～平成17年7月末)において遭遇した事例がある場合に、そのすべての事例についてどう対応されたかをお伺いするものです。

ご多忙のところ誠に勝手をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力願いますようお願い申し上げます。

お問い合わせは、統計的に処理することとし、公表に際しましては、学校名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究報告書」として取り上げさせていただきます。

日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aikuu.or.jp/index.php>

なお、ご記入に当たって、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

日本子ども家庭総合研究所 才村 FAX 03-3473-8408、Eメール saimura@aikuu.or.jp

事例調査のご記入に当って

- ※ 別紙「回答の手引き」をご参照ください。
- ※ 「調査票Ⅰ」において、「遭遇事例あり」とお答えいただいた場合は、本調査票の設問にお答えください。
- ※ お答えいただく子どもが複数いる場合は、誠に恐れ入りますが、調査票を人数分コピーしていただき、ご記入ください。
- ※ 複数の子どもが虐待を受けている場合は、それぞれの子どもについてお答えください。ただし、この場合、事例番号は同一となります(回答の手引きをご参照ください)。

問1. 子どもの学年と性別

①学年

1. 在籍 →
2. 卒業生
3. 途中転出

②性別

1. 男
2. 女

①. 主な虐待の種類

1. 身体的虐待
2. ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
3. 性的虐待
4. 心理的虐待
5. わからない

[1つだけO]

②. その他の虐待種類

1. 身体的虐待
2. ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
3. 性的虐待
4. 心理的虐待
5. 特になし
6. わからない

[いくつでもO]

問3. 最初に誰が虐待を把握されましたか。

1. 担任
2. 校長
3. 教頭
4. 学年主任
5. 児童指導主任
6. 担任以外の学年担任
7. 養護教諭
8. スクールカウンセラー
9. その他(具体的に:)

[1つだけO]

問4. どのような経緯で把握されましたか。 [いくつでもO]

1. 児童の身体的様子から
2. 児童の言動から
3. 児童本人の話から
4. 児童の登校状況から
5. 保護者の様子から
6. きょうだい話から
7. 他の保護者の話から
8. 他の児童の話から
9. 他の教職員の話から
10. その他(具体的に:)

問5. 最初に把握した人は、一番最初に誰に相談しましたか。 [いくつでもO]

1. 校長
2. 教頭
3. 学年主任
4. 児童指導主任
5. 養護教諭
6. 担任
7. 他の学年担任
8. スクールカウンセラー
9. 教育相談機関
10. 区市町村教育委員会
11. 教育相談機関
12. その他(具体的に:)
13. 誰にも相談しなかった

問6. 校内では誰が最終的に情報を集約し、進捗管理を行いましたか。 [1つだけO]

1. 校長
2. 教頭
3. 学年主任
4. 児童指導主任
5. 養護教諭
6. 担任
7. 他の学年担任
8. スクールカウンセラー
9. その他(具体的に:)
10. 情報を集約し、進捗管理を行った人は特になかった
11. わからない

問7. 把握された後、対応策について校内のどのような場で検討または決定を行いましたか。 [1つだけO]

1. 職員会議において対応策を検討または決定した
2. 上司に個別に相談して対応策を検討または決定した
3. 上司以外の教職員に個別に相談して対応策を検討または決定した
4. 同僚に私的に相談して対応策を検討または決定した
5. その他(具体的に:)
6. 特に検討または決定を行わなかった

問8. 問7の検討または決定の内容は何ですか。 [いくつでもO]

1. 担任が経過を見ることとした
2. 担任が保護者への指導など中心の対応を行うこととした
3. 担任が児童への指導など中心の対応を行うこととした
4. スクールカウンセラーが経過を見ることとした
5. スクールカウンセラーが保護者への指導など中心の対応を行うこととした
6. スクールカウンセラーが児童への指導など中心の対応を行うこととした
7. 担任以外の教職員(具体的に:)が経過を見ることとした
8. 担任以外の教職員(具体的に:)が保護者への指導など中心の対応を行うこととした
9. 担任以外の教職員(具体的に:)が児童への指導など中心の対応を行うこととした
10. 教職員同士で役割分担するなど学校を挙げて経過を見ることとした
11. 教職員同士で役割分担するなど学校を挙げて保護者や児童への指導など積極的な対応を行うこととした
12. 教育委員会に相談することとした
13. 児童相談所に通告・連絡・相談することとした
14. 福祉事務所に相談することとした
15. 警察に相談することとした
16. その他の機関に相談することとした(機関名を具体的に:)
17. ネットワーク会議(回答の手引き参照)を通じて関係機関と対応を協議することとした
18. 対応についての方向性は出なかったまたは現在出ていない

問9. 児童相談所、福祉事務所、または市町村に通告、連絡、または相談をしましたが(回答の手引き参照)。

[1つだけO]

1. 通告・連絡・相談をした
2. 通告・連絡・相談をしなかった → 問9-2へお進みください

問9-1-①. 通告・連絡・相談時点で虐待を確認していましたが、

[1つだけO]

1. 虐待であると確信していた
2. 虐待を疑っていたが、確信はなかった

問9-1-②. 通告・連絡・相談先はどこでしたか。

[いくつでもO]

1. 児童相談所
2. 都道府県の設置する福祉事務所
3. 市町村

問9-1-③. どのような立場で通告・連絡・相談をしましたか。

[1つだけO]

1. 学校として
2. 担任として
3. 私人として
4. その他(具体的に:)

問9-1-④. どのような形式で通告・連絡・相談をしましたか。

[いくつでもO]

1. 文書
2. 面談
3. 電話
4. その他(具体的に:)

問9-1-⑤. 当該通告・連絡・相談を「児童福祉法第25条に基づく通告」と意識しましたか。

[1つだけO]

1. 通告であると意識した
2. あくまで相談であり、通告とは認識しなかった
3. その他(具体的に:)
4. わからない

問9-1-⑥. 虐待を疑ってから他の機関に通告・連絡・相談するまでどれくらい時間かかりましたか。

[1つだけO]

1. 8時間以内
2. 24時間以内
3. 48時間以内
4. 3日以上
5. 1週間以内
6. 3週間以内
7. 1ヵ月以内
8. 1ヵ月以上
9. 3ヶ月以内
10. 4ヶ月以上

問9-1-⑦. 通告・連絡・相談先とは主に誰が調整を行いましたか。

[1つだけO]

1. 校長
2. 教頭
3. 学年主任
4. 児童指導主任
5. 担任
6. 養護教諭
7. スクールカウンセラー
8. その他(具体的に:)

問9-1-⑧. 通告・連絡・相談に先立って教育委員会と協議されましたか。

[1つだけO]

1. 協議した
2. 協議しなかった

問9-1-⑨. 通告・連絡・相談した後、通告・連絡・相談先との連携を図りましたか。

[1つだけO]

1. 連携した
2. 連携しなかった → 問10へお進みください

問9-1-⑩-1. どのような連携を図りましたか。

[いくつでもO]

1. 電話による通告・連絡・相談
2. 関係機関との一度の協議・相談
3. 関係機関との継続的な協議・相談
4. 一緒に保護者に面接した
5. 一緒に児童に面接した
6. 役割分担しながら一体的に対応した
7. その他(具体的に:)

問9-1-⑨-2. 通告・連絡・相談先とのその後の連携はうまくいききましたか。

[1つだけO]

1. うまくいった → 問10へお進みください
2. うまくいかなかった

問9-1-⑩-3. どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか。[いくつでもO]

1. 学校が忙しかったから
2. 通告・連絡・相談先が忙しかったから
3. 通告・連絡・相談先との連携が期待どおりにならなかったから
4. 対応していた教員の異動があったから
5. 通告・連絡・相談先の職員の異動があったから
6. 通告・連絡・相談先が情報のフィードバックをしにくかったから
7. その他(具体的に:)

問9-2は、問9で「2. 通告・連絡・相談しなかった」に○を付けた方のお答えください。

問9-2. 通告・連絡・相談しなかった理由は何ですか。最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。

[3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 校内の対応で可能と判断されたため
2. 虐待であるとの判断に自信が持てなかったから
3. 虐待の程度が軽いと考えられたため
4. 家庭のプライバシーを侵害すると考えたため
5. 自分たちには守秘義務があるから
6. 保護者との関係が険悪になるおそれがあったから
7. 児童がいやがるのではないかと思ったから
8. 児童にさらなる被害が出るのではないか思ったから
9. 上司や同僚が通告することに消極的であったから
10. 通告の手続きが煩わしいと思ったから
11. 通告等の手続きがわからなかったから
12. 通告・連絡・相談してもうまく対応してくれるとは思えなかったため
13. その他(具体的に:)

問10. 児童相談所、福祉事務所、市町村以外の機関と連携しましたか。 [1つだけO]

1. 連携した
2. 連携しなかった → 質問は終了です。ありがとうございます。

問10-1. どの機関と連携しましたか。

[いくつでもO]

1. 児童相談所
2. 都道府県の福祉事務所
3. 市町村の福祉関係課
4. 市町村の保健関係課
5. 保健所
6. 市町村保健センター
7. 医療機関
8. 警察
9. 家庭裁判所
10. 民間虐待防止団体
11. 児童委員
12. 人権擁護委員
13. 都道府県教育委員会
14. 区市町村教育委員会
15. 教育相談機関
16. 学童保育施設
17. 児童虐待防止ネットワーク(回答の手引き参照)
18. その他(具体的に:)

問10-2. どのような連携を図りましたか。

[いくつでもO]

1. 電話による通告・連絡・相談
2. 関係機関との一度の協議・相談
3. 関係機関との継続的な協議・相談
4. 一緒に保護者に面接した
5. 一緒に児童に面接した
6. 役割分担しながら一体的に対応した
7. その他(具体的に:)

問10-3. 連携はうまくいきませんでしたか。

【1つだけO】

- 1. うまくいった
- 2. うまくいった部分もある
- 3. うまくいかなかった

問10-3-1. うまくいったと思われる理由は何ですか。

【いくつでもO】

- 1. 子どもの行動への具体的な対応策が得られた
- 2. 子どもが保護された
- 3. 家庭への具体的な対応策が得られた
- 4. 保護者の態度に具体的な変化が見られた
- 5. 専門的なアドバイスが得られた
- 6. 職務上の負担が軽減された
- 7. 精神的なサポートを得ることができた
- 8. その他（具体的に： ）

問10-3-2. どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか。 【いくつでもO】

- 1. 虐待やその緊急度に対する認識をめぐって意見の相違があったから
- 2. 連携先機関が具体的に動いてくれなかったから
- 3. 多忙なため連携する時間がなかったから
- 4. こちらの望む対応と連携先の対応がずれなかったから
- 5. 連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかったから
- 6. 連携先から他の機関を紹介されたから
- 7. 連携先の担当者が異動して関与が中断したから
- 8. 連携の移行になる機関がなく、その後継選にならなかったから
- 9. 連携することにより上司や同僚の理解、協力を得ることが困難であったから
- 10. 小学校全体の雰囲気が悪くなったから
- 11. 子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかったから
- 12. 連携を図る前に問題が解決されてしまった
- 13. その他（具体的に： ）

質問は以上で終了です。ご協力、誠にありがとうございました。

意識調査

アンケート調査へのお願い

学校や児童福祉施設による児童虐待へのより積極的な取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育園、児童館のご協力をいただき、子どもへの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行っている、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

- 調査票は次の3つで構成されています。
- ① 調査票Ⅰ：施設の属性と虐待事例への対応の有無
 - ② 調査票Ⅱ：事例調査
 - ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は③の意識調査です。各職種それぞれお1人ずつの先生方に、虐待への認識や対応のあり方などについてお伺いするものです。ご多用のところ誠に勝手ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。お答えいただいた調査票は、統計的に処理することとし、公表に際しましては、学校名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究報告書」として取りまとめるとともに、日本子ども家庭総合研究所のホームページにおいて公表しますので、ご意見いただきたいと存じます。

日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aiiku.or.jp/index.php>
 なお、ご記入に当って、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。
 日本子ども家庭総合研究所 才村 FAX 03-3473-8408、Eメール saimura@aiiku.or.jp

意識調査のご記入に当って

※別紙「回答の手引き」をご参照ください。
 ・校長、教頭、各学年主任、各学年担任、児童指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーなど、それぞれお1人ずつの先生方にご記入いただきます。

あなた自身について

- F 1. 性別
 1. 男性 2. 女性
- F 2. 年齢
 歳
- F 3. あなたの主たる職種
 1. 校長 2. 教頭 3. 学年主任 4. 学年担任 5. 児童指導主任
 6. 養護教諭 7. スクールカウンセラー 8. その他 ()
- F 4. 教員経験年数
 年目
- F 5. 現任校での現職経験年数
 年目
- F 6. あなたが受け持っている学年
 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生
 5. 5年生 6. 6年生 7. 学年を受け持っていない

意識調査

問 1. 過去において、虐待が疑われる事例（回答の手引き参照）に関わったことがありますか。 [1つだけ○]

1. ある 件
 2. ない

問 1-1. 虐待への対応において最も苦慮された、または苦慮されていることは何ですか。最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 虐待している保護者への対応
2. 虐待を受けている子どもへの対応
3. 虐待かどうかの見極めがむずかしいこと
4. 外部の機関への通告や連絡、相談について校内の合意が得られにくいこと
5. 虐待している保護者への対応策について校内の合意が得られにくいこと
6. 虐待を受けている子どもへの対応策について校内の合意が得られにくいこと
7. 関係機関と連携していくことについて校内の合意が得られにくいこと
8. 教育委員会との調整、連携
9. 児童相談所との調整、連携
10. 児童相談所以外の関係機関との調整、連携
11. 法制度の内容が十分にわからないこと
12. プライバシーの保護
13. 精神的に過度なストレスに晒されること
14. 他のお子どもたちへの影響を防ぎきれないこと
15. その他（具体的に：)

問 2. あなたは、虐待問題に関心がありますか。 [1つだけ○]

1. 非常に関心がある
2. 関心がある
3. あまり関心がない
4. まったく関心がない
5. わからない

問 3. あなたは、次の事柄を知っていましたか。

問 3-1. 児童虐待防止法には、学校や教職員は虐待の早期発見に努めなければならぬと規定があること。 [1つだけ○]

1. 知っていた
2. 知らなかった

問 3-2. 通告（回答の手引き参照）は、確認がなくても疑いの段階でできること。 [1つだけ○]

1. 知っていた
2. 知らなかった

問 3-3. 通告は、文書のみでなく、面談、電話などでもよいこと。 [1つだけ○]

1. 知っていた
2. 知らなかった

問 3-4. 児童虐待防止法には、公務員等に秘密を守る義務があっても、虐待が疑われたらまず通告しなければならぬとする規定があること。 [1つだけ○]

1. 知っていた
2. 知らなかった

問 3-5. 児童虐待防止法には、児童相談所などの職員は、誰から通告があったかを遡らしてはならないとする規定があること。 [1つだけ○]

1. 知っていた
2. 知らなかった

問4. 今後、虐待が疑われたり虐待を発見した場合、あなたは通告しますか。 [1つだけ○]

1. 必ず通告する
 2. 場合によっては通告する
 3. 通告しない
 4. わからない
- 問4-1. どのような場合に通告されますか。 [いくつでも○]

1. 重篤な虐待が認められる場合
2. 虐待の確証がある場合
3. 所属長の了解がある場合
4. 学校全体の了解がある場合
5. 教育委員会の了解がある場合
6. 保護者の了解が得られる場合
7. 子どもの了解が得られる場合
8. その他（具体的に：)

問4-2. 通告しない理由について最も重要と思われるものから順に番号を3つ記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 虐待問題は学校が対応すべき業務であるから
2. 虐待であるとの判断に自信が持てないから
3. 家庭のプライバシーを侵害すると考えるため
4. 自分たちには子どもや家庭の秘密を守る義務があるから
5. 通告することにより、保護者との関係が険悪になるおそれがあるから
6. 通告することにより、虐待を受けた児童がいやがおそれがあるから
7. 通告することにより、児童にさらなる被害が出るおそれがあるから
8. 上司や同僚が通告に反対しただから
9. 通告手続きが煩わしいから
10. 通告手続きがわからないから
11. 通告先が適切に対応してくれないと思えないから
12. 誰が通告したかわかってしまっておそれがあるから
13. その他（具体的に：)

問5. 虐待が疑われたり、虐待を発見した場合、校内の誰に相談しようと思えますか。 [いくつでも○]

1. 校長又は教頭
 2. 担任
 3. 他の学年担任
 4. 養護教諭
 5. 学年主任
 6. 児童指導主任
 7. スクールカウンセラー
 8. 相談しない
 9. その他（具体的に：)
- 問5-1. なぜ相談されないのですか。 [いくつでも○]

1. 相談しても効果的なアドバイスや対応策が期待できないと思うから
2. 自分自身、忙しすぎて相談する時間がないから
3. 他の教職員が忙しすぎて相談しづらいうから
4. 自分で対応するのが担任の責任と思うから
5. その他（具体的に：)

問6. あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか。 [いくつでも○]

1. 都道府県教育委員会が開催する研修会や講演会で学んだ
2. 区市町村教育委員会が開催する研修会や講演会で学んだ
3. 教育委員会以外の都道府県（児童相談所を含む）が開催する研修会や講演会で学んだ
4. 教育委員会以外の区市町村が開催する研修会や講演会で学んだ
5. その他の機関や団体が開催する研修会や講演会で学んだ
6. 教員の養成段階で学んだ
7. 自分たちで開いた勉強会で学んだ
8. 法令、通知で学んだ
9. 書籍で学んだ
10. 雑誌で学んだ
11. 虐待問題の啓発のためのパンフレットや冊子などで学んだ
12. その他（具体的に：)
13. 学んだことがない

問7. あなたは、虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要だと思いますか。 [1つだけ○]

1. 大いに思う
 2. 思う
 3. あまり思わない
 4. 全く思わない
 5. わからない
- 問7-1. その理由は何ですか。 [いくつでも○]

1. 虐待ケースへの対応は、通告を受けた児童相談所などの業務だから
2. 連携しても効果が期待できないから
3. 忙しいから
4. 虐待ケースに学校は関与すべきでないから
5. プライバシーを侵害しかねないから
6. 保護者との関係が険悪になるおそれがあるから
7. 虐待を受けた児童がいやがおそれがあるから
8. その他（具体的に：)

問8. あなたは、(町村)には、児童虐待防止ネットワークが存在しますか。(回答の手引き参照) [1つだけ○]

1. 存在する
2. 存在しない
3. わからない

問9. あなたは、児童虐待防止ネットワークのどのような会議に出席した経験がありますか。(回答の手引き参照) [いくつでも○]

1. 機関代表者による会議 → 問9-1にお答えください
2. 関係機関職員を対象とした研修会 → 問9-2にお答えください
3. 実務者で構成されるケース検討会議 → 問9-3にお答えください
4. その他（具体的に：)
5. 会議に出席したことはない → 問9-4にお答えください
6. わからない

問9-1-①～④は、問9で「1. 機関代表者による会議」に○を付けた方のみお答えください。

問9-1-①. あなたは、機関代表者による会議に定例的に出席していますか。 [1つだけ○]

1. 定例的に出席している
2. 必要に応じて出席している
3. 出席していない

問9-1-②. 機関代表者による会議ではあなたが関係する事例が検討対象とされましたか。 [1つだけ○]

1. 検討対象とされた
2. 検討対象とはならなかった
3. わからない

問9-1-③ 機関代表者による会議の主催はどこでしたか。 [1だけ〇]

1. 市町村の福祉関係課
2. 市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 市町村保健センター
7. その他 (具体的に:)
8. わからない

問9-1-④ あなたは、機関代表者による会議をどのように評価していますか。最も重要と思われるものから順に番号を3つ記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 形式ばかりにとらわれ本来の機能を発揮していない
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまふ結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. わからない

問9-2-①～②は、問9で「2. 関係機関職員を対象とした研修会」に〇を付けた方のみお答えください。

問9-2-① その研修会の主催はどこでしたか。 [いくつでも〇]

1. 市町村の福祉関係課
2. 市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. その他 (具体的に:)
7. わからない

問9-2-② あなたは、その研修会をどのように評価していますか。 [1だけ〇]

1. とても役に立った
2. まあまあ役に立った
3. あまり役に立たなかった
4. 全く役に立たなかった

問9-3-①～④は、問9で「3. 実務者で構成されるケース検討会議」に〇を付けた方のみお答えください。

問9-3-① あなたは、実務者で構成されるケース検討会議に定例的に出席していますか。 [いくつでも〇]

1. ほとんど出席している
2. 必要に応じて出席している
3. 出席していない

問9-3-② 実務者で構成されるケース検討会議では、あなたが関係する事例が検討対象とされましたか。 [1だけ〇]

1. 検討対象とされた
2. 検討対象とはならなかった
3. わからない

問9-3-③ 実務者で構成されるケース検討会議の主催はどこでしたか。 [1だけ〇]

1. 市町村の福祉関係課
2. 市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 市町村保健福祉センター
7. その他 (具体的に:)
8. 主催機関は決まっていない
9. わからない

問9-3-④ あなたは、実務者で構成されるケース検討会議をどのように評価していますか。最も重要と思われるものから順に番号を3つ記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 中味がなく、形骸化している
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまふ結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. 会議で個人情報を提供することは守秘義務に違反すると思う
8. 個人情報外部に洩れるのではないかと不安である
9. わからない

問9-4は、問9で「5. 会議に出席したことはない」に〇を付けた方のみお答えください。

問9-4. その理由は何ですか。 [いくつでも〇]

1. 忙しいから
2. 会議に出席しても効果が期待できないから
3. 出席することに周囲の理解が得られにくいから
4. 会議出席への要請がないから
5. 該当事例がないから
6. 児童虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった
7. その他 (具体的に:)

問10. あなたは虐待に関する学校の対応についてどう思われますか。 [いくつでも〇、1だけ〇]
該当する番号を全て〇で囲み、その中で最も該当するものを1つを◎で囲んでください。

1. 適切に対応している
2. 担任が一人で抱え込んでしまっていることが多い
3. 学校として問題を抱え込んでしまっていることが多い
4. 対応が遅い
5. 他の機関と連携していこうという姿勢が乏しい
6. 校内で虐待問題について協議する機会が少ない
7. 虐待問題に対する専門的知識が不足している
8. 児童虐待対応のための役割分掌 (役割分担) のシステム化が図られていない
9. その他 (具体的に:)

問11. あなたは、児童相談所に通告したり、児童相談所と連携した経験がありますか。 [1だけ〇]

1. 経験がある
2. 経験がない

問12. あなたは、児童相談所の虐待対応にどのようなかことを期待しますか。
最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

- 迅速な対応
- 家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断
- 保護者の権利より子どもの権利を優先してほしい
- フットワークのよさ
- 職権による子どもの保護
- 保護者が拒否しても職権によって家庭内に立ち入るなど、積極的な調査を行うべき
- 子どもや保護者への指導
- 専門的な観点からの学校などへの助言や支援
- 24時間の対応体制
- 調査結果や援助方針、援助経過などについての学校への積極的な情報提供
- その他(具体的に:)

問13. あなたは、児童相談所に対しどのようなイメージを持っていますか。 [いくつでも○]

- 適切に対応している
- 対応が遅い
- 家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い
- 子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰である
- フットワークが悪い
- 専門性が高くない
- 職員が不足しており、忙しい
- 調査結果や援助方針、援助経過などについて学校への情報提供が不十分
- 事態が改善されていないにもかかわらず、保護した子どもをすぐ家に帰そうとする
- その他(具体的に:)

問14. 児童虐待によりよく対応するため、教育行政に何を望みますか。

- 児童虐待についての研修の充実
- 児童虐待に対応する教員の加配
- スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣
- 児童虐待対応のための校務分掌のシステム化
- 誤った通告をしても法的責任を問われたり勤務評定上の不利益がないことを周知徹底すること
- 校内のチームワーク形成に向けた管理職の指導力の向上
- 被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチームづくり
- 虐待対応について相談できる専門機関の整備
- その他(具体的に:)
- 特になし

[いくつでも○]

問15. 下記の各事例に対して、児童福祉の現業機関に連絡や通告をすることを必要があると思いますか。
あなたの考えに最も近い選択肢を選んで、その欄の数字を○で囲んでください。

※各行為の状況設定があまりないところは、自分なりに解釈してお答えください	明らかに必要がない	多分必要ない	どちらにも必要ない	どちらにも必要がある	明らかに必要がある
1 親がパソコンをしている間、乳幼児を車に残しておく	1	2	3	4	5
2 罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	1	2	3	4	5
3 親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	1	2	3	4	5
4 乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	1	2	3	4	5
5 夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	1	2	3	4	5
6 親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	1	2	3	4	5
7 子どもの服を足で踏み上げる	1	2	3	4	5
8 他の兄弟と比べて「お前はダメだ」という	1	2	3	4	5
9 子どもが仲間を家に呼んで飲酒しているのに、親は何も言わない	1	2	3	4	5
10 親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	1	2	3	4	5
11 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	1	2	3	4	5
12 子どもが嫌がるのに、年齢不相当な早期教育を強要する	1	2	3	4	5
13 親が洗滌しないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	1	2	3	4	5
14 子どもにタバコの火を押しつける	1	2	3	4	5
15 太っているのを気にしているのに、親が「お前はいつ見てもデブだね」という	1	2	3	4	5
16 親が自分の好みで頻りに露出度の高い服を着せる	1	2	3	4	5
17 親が18歳未満の子どもと性交する	1	2	3	4	5
18 幼児同士の別物で遊んでいるのに止めない	1	2	3	4	5
19 親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	1	2	3	4	5
20 親が言葉をかきかきで、子どもの発達が遅れている	1	2	3	4	5
21 罰として、子どもに長時間正座させる	1	2	3	4	5
22 子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	1	2	3	4	5
23 親が思春期の娘の胸を愛撫する	1	2	3	4	5
24 子どもに「あんななにか生まれてこなければよかった」としばしば言う	1	2	3	4	5
25 親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	1	2	3	4	5
26 子どもの高熱を座薬によって下げ、翌朝、保育所に連れて行く	1	2	3	4	5
27 子どもの話しかけを一切無視して答えない	1	2	3	4	5
28 「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける	1	2	3	4	5
29 親が酒に酔うと、子どもを叩いている	1	2	3	4	5
30 罰として、子どもの頭をつるつるに刺る	1	2	3	4	5
31 家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない	1	2	3	4	5
32 親が子どもの性器を愛撫する	1	2	3	4	5
33 親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数不足している	1	2	3	4	5
34 親が性交の様子などを含めて自分の異性体験について子どもに話す	1	2	3	4	5
35 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	1	2	3	4	5
36 子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れて行かない	1	2	3	4	5
37 親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	1	2	3	4	5
38 親が子どもを叩いたら、あざができた	1	2	3	4	5
39 親が子どもにボルノビデオを見せる	1	2	3	4	5

質問は以上で終了です。ご協力、誠にありがとうございました。

回答の手引き

調査票Ⅱ：事例調査

事例番号

- 複数の事例がある場合、事例ごとに「1」「2」「3」などの通し番号をふってください。きょうだいの場合は、事例番号は同一となります(当該調査票でお答えいただく事例がきょうだいで虐待されているのかどうかを識別する上で重要となりますので、きょうだいの場合は必ず同一の番号をふってください)。
- 児童養護施設に入所している児童は通し番号を○で、情緒障害児短期治療施設に入所している児童は通し番号を◎で囲んでください。

【問 2】

虐待の定義は次のとおりです。

- ① 身体的虐待: 打つ、けする、たばこの火を押しつける、熱湯をあびせる、浴槽におぼれさせるなど、からだに加えられる虐待
- ② ネグレクト(養育の拒否、怠慢): 幼い子どもを家に置いたまま度々外出する、車内に子どもを置いたまま車を離れるなど子どもの安全を脅かす行為、十分な食事を与えない、病気やけがをしても病院につれていかない、お風呂に入れない、おしめを替えないなど、健康状態をそこねる行為
- ③ 性的虐待: 性的な行為を強要する、性器や性的な行為を見せる、子どものポルノ写真をとるなど、子どもの性的な権利を脅かす行為
- ④ 心理的虐待: 「おまえなんかいない方がいい」というような、子どもの存在を否定したり自尊心を傷つけるような暴言、きょうだい間の極端な差別、甘えてきても無視するなど、子どもの心を深く傷つける行為

【問 8】【問 10-1】

- 児童虐待防止ネットワーク、ネットワークにおける会議についてご説明させていただきます。

虐待は、養育上の悩み、地域からの孤立、夫婦関係の不和、経済的な問題など、様々な問題が複雑に絡んで発生するといわれています。このため、1つの機関だけで対応するには限界があり、様々な機関が連携し合うことが極めて重要となります。また、在宅で援助が行われた場合、地域で親子を見守っていくことが大切ですが、各都道府県に2~3ヶ所しかない児童相談所だけでこれを行うのは不可能です。その点、学校や幼稚園、保育所などは毎日子どもの様子を観察できます。したがって、児童相談所とこれらの施設が日常的に情報を共有し合うことも大切になります。

このように、虐待の事例では、関係機関の連携が不可欠となりますが、そのためには、普段から関係者同士が集まり、虐待問題に対する理解やお互いの機関の役割などについて相互理解を図

ることが大切になります。虐待防止という共通の目的のために、関係機関同士が会議などを通じて理解し合い、知恵を出し合い、つながり合うことが「虐待防止ネットワーク」です。平成16年の児童福祉法改正により児童虐待防止ネットワークは「要保護児童対策地域協議会」として法定化されています。

なお、ネットワーク会議は、主に2つの会議に分けることができます。

- ① 代表者会議：関係機関の代表者が集まり、それぞれがもっている情報を交換したり、虐待対策などについて協議する会議
- ② ケース検討会議：関係機関の担当者たちが集まり、個々の事例についてそれぞれがもっている情報を交換したり、役割分担を決めるなど、今後の援助のあり方について話し合う会議

ネットワークの事務局（調整役）は、自治体によって異なりますが、市町村の児童福祉を担当している係が事務局になっているケースが多くなっています。

【問9】

- 「通告」について

児童福祉法第25条は、次のように定めています。

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

調査票Ⅲ：意識調査

【問1】

- 「虐待が疑われる事例」とは

他の児童や父兄からの情報をはじめ、生傷が絶えない、急に元気がなくなった、火傷の痕が見られる、衣服や体が極端に不潔である、家で食事を食べさせてもらっていないようだなど、「虐待」との確証はないが、虐待を受けているおそれがあると思われる事例をさします。

【問3-2】【問4】

- 「通告について」

児童福祉法第25条は、次のように定めています。

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【問8】【問9】

- 児童虐待防止ネットワーク

この「回答の手引き」【事例調査】の【問8】【10-1】の記述をお読みください。